	⑴　局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の整流装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該整流装置用蓄電池（直近上位規格）の組数を、１とする。 ⑵　局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（１００Ｖ）の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該局の交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池（直近上位規格）の組数を、１とする。 ⑶　局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（２００Ｖ）の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該局の交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池（直近上位規格）の組数を、１とする。 ⑷　⑴から⑶までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池組数及び交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごとメタルＩＰ音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごとメタルＩＰ音声系交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池組数及び規格ごとメタルＩＰ音声系交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池組数とする。 ２　小規模局（大規模局以外の局をいう。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 ⑴　局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池（直近上位規格）の組数を、１とする。 ⑵　⑴で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局の電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごとメタルＩＰ音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。 ３　投資額の算定 次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。 規格ごと整流装置用蓄電池投資額 ＝当該規格メタルＩＰ音声系整流装置用蓄電池組数×当該規格整流装置用蓄電池単価 規格ごと交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池投資額 ＝当該規格メタルＩＰ音声系交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置（１００Ｖ）用蓄電池単価 規格ごと交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池投資額 ＝当該規格メタルＩＰ音声系交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置（２００Ｖ）用蓄電池単価 規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額 ＝当該規格メタルＩＰ音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価
電力設備（受電装置）	１　設備量の算定 ⑴　大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。 ⑵　大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（１００Ｖ）を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置（２００Ｖ）を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。 ⑶　大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備１台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。 ⑷　⑴から⑶までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置（最大規格）の規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の受電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置（直近上位規格）を選定し、当該受電装置（直近上位規格）の台数を、１とする。